

平成 31 年大船渡地区環境衛生組合議会第 1 回臨時会

大船渡地区環境衛生組合

平成 31 年大船渡地区環境衛生組合議会第 1 回臨時会会議録

平成 31 年 3 月 27 日(水)午前 11 時 30 分開議

議事日程第 1 号

- 日程第 1 会期の決定  
日程第 2 会議録署名議員の指名  
日程第 3 議案第 1 号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第 4 議案第 2 号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

～議事日程第 1 号に同じ～

出席議員 (10 名)

議 長	小松 龍一 君	副議長	菅野 浩正 君
1 番	金子 正勝 君	2 番	奥山 行正 君
3 番	東 堅市 君	4 番	船砥 英久 君
5 番	泉田 是重 君	7 番	今野 善信 君
8 番	瀧上 清 君	10 番	滝田 松男 君

欠席議員 (0 名)

遅刻議員 (0 名)

早退議員 (0 名)

当局出席者

管理者	大船渡市長	戸田 公明 君
副管理者	住田町長	神田 謙一 君
副管理者	大船渡市副市長	高 泰久 君
会計管理者	大船渡市会計管理者	佐藤 力也 君

幹事出席者

大船渡市生活福祉部市民生活環境課長	安田由紀男 君
住田町町民生活課長	梶原ユカリ 君

事務局出席者

事務局長	及川 吉郎 君
係 長	曾根 悦子 君
主 任	鈴木 伸 君

午後 1 時 00 分開会

○議長（小松龍一君） それでは定刻になりましたので、始めさせていただきます。ただいまから平成31年大船渡地区環境衛生組合議会第1回臨時会を開会いたします。

本日の出席議員は10名全員であります。

ここで議事日程に入るに前に諸報告を行います。大船渡地区環境衛生組合監査委員から平成30年度分、平成30年12月分、31年1月分の一般会計並びに歳計外現金の例月出納検査の結果についての報告がありました。写しをお手元に配付しておりますので、ご了解願います。以上で諸報告を終わります。

○議長（小松龍一君） それでは出席議員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小松龍一君） ご異議なしと認めます。

よって、日程に従い進めてまいります。

○議長（小松龍一君） 日程第1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小松龍一君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（小松龍一君） 次に日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は規定により議長から10番滝田松男君、1番金子正勝君の両名を指名いたします。

○議長（小松龍一君） 次に日程第3、議案第1号職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（及川吉郎君） それでは議案第1号についてご説明いたします。議案書の議案第1号をお開き願います。議案第1号職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について。別紙のとおり制定することについて、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。提案理由でございます。国の例に準じて、正規の勤務時間以外の時間における勤務について、所要の規定の整備しようとするものです。

お開き願います。職員勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例でございますが、改正条例の内容につきましては、別冊にてお配りしております議案第1号説明要旨によりご説明し、全文に代えさせていただきます。なお、資料といたしまして条例改正新旧対照表を参考にさせていただきたいと存じます。説明要旨の1ページを

お聞き願います。議案第1号説明要旨。1、本則でございます。第8条、正規の勤務時間以外の時間における勤務のうち、宿日直勤務以外の勤務について、その上限時間等必要な事項を規則で定めることとするものでございます。2、附則でございます。この条例の施行期日を平成31年4月1日とするものでございます。お聞き願います。参考といたしまして規則に規定予定の主な事項を記してございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（小松龍一君） 以上で提出者の説明を終わります。次に議案第1号について質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小松龍一君） 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第1号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 賛成者起立 ）

○議長（小松龍一君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

議長（小松龍一君） 次に日程第4、議案第2号職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（及川吉郎君） それでは議案第2号についてご説明いたします。議案書の議案第2号をお聞き願います。議案第2号職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について。別紙のとおり制定することについて、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。提案理由でございます。学校教育法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をしようとするものでございます。

お聞き願います。職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例。職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を次のように改正する。第4条第2項中第104条第4項第2号を第104条第7項第2号に改める。附則、この条例は、平成31年4月1日から施行する。なお、資料といたしまして条例改正新旧対照表を参考にさせていただきたいと存じます。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（小松龍一君） 以上で提出者の説明を終わります。次に議案第2号についての質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小松龍一君） 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第2号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 賛成者起立 ）

○議長（小松隆一君）起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして本臨時会に提出されたすべての議案が議了いたしました。

これをもちまして平成31年大船渡地区環境衛生組合議会第1回臨時会を閉会いたします。本日はたいへんにご苦労さまでございました。

午前11時08分閉会